

【厚生労働省】

国立健康・栄養研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【国民の健康・栄養・食生活に関する調査研究業務】 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。</p> <p>【国民健康・栄養調査の集計業務】 調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、具体的目標の見直しを不断に推進する。</p> <p>【収去食品の試験業務】 特別用途食品を利用する国民の信頼に寄与するため、整理合理化後の体制も踏まえ、民間の登録試験機関の活用につき、検討する。 内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて国立健康・栄養研究所と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】 国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】 外部の協力研究員の一層の活用を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】 生活習慣病研究等に係る外部の競争的研究資金の獲得や知的財産の有効活用などにより、自己収入の一層の増加を図る。</p> <p>【業務運営体制の整備】 大学や民間企業等との人事交流を促進する。</p>
労働安全衛生総合研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【労働安全衛生に関する調査研究業務】 労働安全衛生研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものについては、速やかに廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】 労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立</p>

	<p>行政法人労働者健康福祉機構と統合する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 受託研究等による自己収入の充実を図る。</p> <p>【業務運営体制の整備】 外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。</p>
<p>勤労者退職金共済機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【中小企業退職金共済事業】 未請求退職金の発生防止のための具体的な対策を早急に講ずるとともに、次期中期目標等において、未請求の期間が5年に達する前の退職金受給資格者の未請求退職金について、具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に取組を実施する。また、既に5年以上経過しているものについても連絡先の把握等の方策について検討するなどの取組を具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に進める。これらの対策について、毎年度取組の進ちょく状況の評価を行う。</p> <p>【建設業退職金共済事業等】 退職金共済手帳長期未更新者の実態を把握するとともに、既に受給資格がありながら未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を強化し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するとともに、毎年度、取組の進ちょく状況の評価を行う。 退職金支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するとともに、利益剰余金の在り方について、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業についても、建設業退職金共済事業と同様に退職金の確実な支給に取り組む。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 法人のガバナンスの確立を図るため、役職員の人員配置や組織の在り方など、内部統制の強化を含む業務運営体制の抜本的な見直しを行い、具体的な取組を次期中期目標に定める。 適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織の廃止を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【累積欠損金の解消】 累積欠損金の確実な解消を図るとともに、各退職金共済事業の予定運用利回りを必要に応じて随時、的確に変更する。</p> <p>【保有資産の見直し】 機構本部について現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を</p>

	<p>行う。</p> <p>松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期計画期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。</p> <p>川越職員宿舎土地について、平成19年度内に処分を行う。</p> <p>【業務実施体制の効率化等】</p> <p>業務・システム最適化計画の実施に合わせて、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実にを行う。</p> <p>各退職金共済業務に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務手順等の共通化等、電話対応業務の一元化の検討などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図る。</p>
<p>高年齢・障害者雇用支援機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務】</p> <p>65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。</p> <p>再就職支援コンサルタント業務を廃止する。</p> <p>【高年齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高年齢期雇用就業支援コーナー）】</p> <p>利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。</p> <p>【高年齢者雇用支援業務】</p> <p>65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、諸般の状況を勘案し、現行の枠組みによる実施が合理的かつ効果的・効率的か、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得る。</p> <p>【障害者に対する職業リハビリテーション業務】</p> <p>福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。</p> <p>【障害者職業センターの設置運営業務、障害者職業能力開発校の運営業務】</p> <p>障害者職業総合センターは、新たな職業リハビリテーション技術の開発、その成果の普及及び活用状況の把握、共有化等の更なる活用を図る。</p> <p>広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。</p> <p>地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、管理事務は事務処理を集約化する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>駐在事務所（5か所）は廃止し、必要な業務は本部が実施する。</p>

	<p>次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得る。 せき髄損傷者職業センターを廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】 高年齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【随意契約の見直し】 各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p>
<p>福祉医療機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【福祉医療貸付事業】 福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。 福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。 医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。</p> <p>【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継教育資金貸付けあっせん業務】 承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する。</p> <p>【長寿・子育て・障害者基金事業】 長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。 各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。</p> <p>【福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）】 福祉医療経営指導事業については、経営改善支援事業への重点化及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。</p> <p>【心身障害者扶養保険事業】 繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、</p>

	<p>国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。</p> <p>【組織体制の整備】 各業務の業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 業務・システム最適化計画を踏まえ、情報システムに係る費用の削減を図る。また、各事業の申請や届出等の電子化等による効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増大】 適切な受益者負担の観点から、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に係る料金体系の見直しなど、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 戸塚宿舎、宝塚宿舎等（7件）を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。</p>
<p>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【施設利用者の自立支援のための取組】 重度の知的障害者に対するモデル的支援の確立に努める。 次期中期目標においては、施設利用者の状況、地域における受入れ体制整備の見込み等を踏まえ、実現可能性も勘案した上で到達目標を設定する。</p> <p>【調査・研究及び情報提供、養成・研修並びに援助・助言の業務】 次期中期目標において、実施すべき支援内容について明確にするとともに、その成果を客観的に評価できる具体的な目標を設定する。</p>
<p>労働政策研究・研修機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【労働政策研究業務】 労働政策研究事業について、民間企業、大学等の政策研究機関における研究と重複するものは行わないとの観点から、研究内容を一層厳選して実施する。</p> <p>【研究者等の海外からの招へい・海外派遣業務】 研究者等の海外からの招へい・海外派遣事業について、労働政策研究への直接的な効果が高いものに重点化することとし、招へい・派遣数の縮減を図る。</p> <p>【労働行政担当職員研修業務】 労働基準監督官等の研修について、民間の一層の活用による効率化を図る。 労働大学校の施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 職員研修の強化などにより、内部統制の徹底を図る。</p>

雇用・能力開発機構	事務及び事業の見直し
<p>【職業能力開発業務（職業訓練業務）及び関連業務】 職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。</p> <p>【雇用開発業務（助成金支給業務）】 助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。</p> <p>【勤労者財産形成業務】 勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。</p>	
組織の見直し	
<p>【法人形態の見直し】 法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化すると観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。</p> <p>【組織体制の抜本的見直し】 私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。 生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、廃止する。 職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。 大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。</p>	
運営の効率化及び自律化	
<p>【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】 雇用促進住宅の売却については、進ちよく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。 雇用促進住宅の管理運営に係る（財）雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。 公務員入居者の速やかな完全退去を促す。</p> <p>【保有資産の見直し】 機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造（戸建て）宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。</p> <p>【職業能力開発業務における自己収入の増大】</p>	

	自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。
労働者健康福祉機構	事務及び事業の見直し
	<p>【労災病院業務】 労災病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に国立病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】 医業未収金の徴収業務について、すべての労災病院に係る同業務を本部において一括して民間競争入札を実施する。</p> <p>【労災疾病研究センター業務】 労災疾病研究センター業務について、専門医等研究スタッフの配置状況、臨床研究対象の患者数等を勘案した集約化を検討する。</p> <p>【産業保健推進センター等業務】 産業保健推進センター業務について、管理部門等の集約化及び効率化を図る。 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、効果的・効率的な助成方策の検討など、これまでの勧告を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>【海外勤務健康管理センター等業務】 全ての業務を廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】 独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】 労災リハビリテーション工学センターを廃止する。 海外勤務健康管理センターを廃止する。 労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する。 法人形態の見直し及び業務の見直しに伴い、組織の再編を行う。</p>
	運営の効率化及び自律化
<p>【業務運営体制の整備】 繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成20年度に収支相償させるとともに、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。 (財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p>	

	利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等は速やかに売却する。
国立病院機構	事務及び事業の見直し
	<p>【診療事業、臨床研究事業、教育研修事業】 国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。 国立病院機構におけるネットワークの再構築、診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】 医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【非公務員化】 非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。</p> <p>【組織体制の整備】 常勤監事による監査機能の強化を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 管理会計の活用等を通じ、国立病院における政策医療の実施に必要とされるコストの適切な把握に努める。 長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の厳格な効率化を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について、売却、貸付等による有効活用に努める。</p>
医薬品医療機器総合機構	事務及び事業の見直し
	<p>【新医薬品審査】 ドラッグ・ラグ2.5年を平成23年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成し、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な見直しを行う。 アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行う。</p> <p>【新医療機器審査】</p>

	<p>デバイス・ラグの現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図る。</p> <p>【安全対策業務】 医薬品や医療機器の安全性に係る情報の迅速かつタイムリーな収集・分析・提供等の安全対策業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るため、次期中期目標等において、各事業の成果をよりの確に把握できる指標を設定する。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>【組織体制の整備】 次期中期目標期間中に、本部事務所移転の適否を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【業務運営体制の整備】 各業務について、職員数の変動を踏まえた、効果的かつ効率的な業務運営を徹底する。</p>
<p>医薬基盤研究所</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発振興事業】 実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないように、事業手法の変更等について検討を行う。</p> <p>【基盤的技術研究・生物資源研究】 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関の研究開発との重複について、より厳格にチェックを行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>【承継事業】 多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講ずる。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 健康・栄養・食生活に関する研究との連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。</p> <p>【組織体制の整備】 プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用により、人件費の抑制を図る。 常勤監事による監査機能の強化を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 給与や経理業務など間接部門の業務の民間委託について検討する。</p>

	研究費不正防止に関する規程等を整備する。
年金・健康保険福祉施設整理機構	事務及び事業の見直し
	<p>【年金福祉施設等に係る業務】 年金福祉施設等の譲渡・廃止を加速化するとともに、年金福祉施設等の解体経費等の縮減などにより、早期に国庫納付額の増加を図る。</p> <p>【厚生年金病院・社会保険病院の取扱い】 厚生年金病院・社会保険病院に係る整理合理化計画の策定が、当初の見込み又は事務的に必要な時期から大幅に遅れ、現段階でも未だ十分な検討や実態把握が完了していない現状を踏まえ、厚生労働省は、速やかに整理合理化計画の策定を図るとともに、平成22年9月までの法人存続期限となっている年金・健康保険福祉施設整理機構においては、今後の国からの現物出資に係る早期の計画的整理の完了に向けた所要の準備を推進する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】 業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 外部の有識者等で構成される委員会の一層の活用を図り、年金福祉施設等の譲渡・廃止の加速化を促す。</p>
年金積立金管理運用独立行政法人	事務及び事業の見直し
	<p>【年金積立金の管理・運用業務】 年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】 常勤監事等による監査機能の強化を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 資産管理機関の見直しによる経費削減等の取組を通じ、年金積立金の管理運用業務の一層の効率化を図る。 職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる内部統制の徹底を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 日野宿舎等（2件）の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。</p>